

第12章

景観重要公共施設の 整備等に関する事項

1. 指定に関する基本方針
2. 対象施設
3. 景観重要河川
4. 景観重要道路



第12章

1. 指定に関する基本方針

道路や河川、公園等の公共施設は、多くの人々が利用し目にするものであるとともに、その整備の仕方により、地域の景観に影響を与える要素のひとつです。

そこで、景観計画区域内の公共施設のうち、本市の景観の骨格を形成しているものや、重点地区内における公共施設等、地域の景観を構成する重要な要素となっているものについて、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を行うこととします。

2. 対象施設

分類	施設名	管理者	区間		距離 (m)
			起点	終点	
河川	錦川（下流域）	県	山陽新幹線橋梁	今津川河口	約 12,360
	門前川	〃	錦川分流点	門前川河口	約 4,680
道路 (橋梁)	県道藤生停車場錦帯橋線（臥龍橋）	県	岩国五丁目 3601-1	川西一丁目 1253-4	約 1,350
	県道新岩国停車場線（錦城橋）	〃	岩国五丁目 10354-1	多田宇山崎 18-4	約 1,680
	市道横山 1 号線	市	横山三丁目 460	横山三丁目 461-2	約 85
	市道横山 2 号線	〃	横山三丁目 463	横山三丁目 658-27	約 1,283
	市道横山 3 号線	〃	横山三丁目 402-1	横山三丁目 393-2	約 313
	市道横山 4 号線	〃	横山三丁目 410-8	横山三丁目 392-1	約 154
	市道横山 5 号線	〃	横山三丁目 392-14	横山三丁目 392-1	約 130
	市道横山 6 号線	〃	横山三丁目 391-9	横山二丁目 350	約 344
	市道横山 7 号線	〃	横山二丁目 350-1	横山二丁目 325	約 516
	市道横山 8 号線	〃	横山二丁目 350	横山二丁目 359	約 176
	市道横山 9 号線	〃	横山二丁目 358-3	横山二丁目 337-2	約 28
	市道横山 10 号線	〃	横山二丁目 658-3	川西一丁目 1109-1	約 1,087
	市道横山 11 号線	〃	横山二丁目 328-4	横山一丁目 140	約 954
	市道横山 12 号線	〃	横山二丁目 299	横山二丁目 289-6	約 153
	市道横山 13 号線	〃	横山二丁目 330-1	横山二丁目 306	約 212
	市道横山 14 号線	〃	横山二丁目 324-10	横山二丁目 215-1	約 147
	市道横山 15 号線	〃	横山二丁目 212	横山二丁目 312-4	約 172
	市道横山 16 号線	〃	横山二丁目岩国ロープウェイ公園横	横山二丁目岩国テレビ塔	約 825
	市道横山 17 号線	〃	横山一丁目 250	横山二丁目岩国城焼却場	約 2,137
	市道横山 18 号線	〃	横山二丁目 281-5	横山一丁目 28-1	約 503
	市道横山 19 号線	〃	横山一丁目 274-1	横山一丁目 261-1	約 147
	市道横山 20 号線	〃	横山一丁目 271-1	横山一丁目 262-4	約 200
	市道横山 21 号線	〃	横山一丁目 140	横山一丁目 238-2	約 270
	市道横山 22 号線	〃	横山一丁目 126	横山一丁目 127	約 37
	市道横山 23 号線	〃	横山一丁目 116	横山一丁目 117	約 42
市道横山 24 号線	〃	横山一丁目 31	横山一丁目 16	約 223	
市道横山 25 号線	〃	横山三丁目 420-10	横山三丁目 420-5	約 43	
市道岩国 1 号線	〃	錦見一丁目 1555-1	岩国四丁目 1790	約 132	
市道岩国 3 号線	〃	錦見一丁目 1546-8	岩国四丁目 3561-4	約 101	
市道岩国 4 号線	〃	岩国四丁目 1792	岩国四丁目 3568-9	約 23	
市道岩国 5 号線	〃	岩国四丁目 3566	岩国四丁目 3558	約 149	

分類	施設名	管理者	区間		距離 (m)
			起点	終点	
道路 (橋梁)	市道岩国 6 号線	市	岩国四丁目 3563-1	岩国四丁目 3543	約 156
	市道岩国 7 号線	〃	岩国四丁目 3542	岩国四丁目 3538	約 66
	市道岩国 11 号線	〃	岩国三丁目 3400	岩国一丁目 237-1	約 528
	市道岩国 14 号線	〃	岩国三丁目 3361-2	岩国一丁目 254	約 504
	市道岩国 15 号線	〃	岩国三丁目 3275-3	岩国一丁目 491	約 365
	市道岩国 16 号線	〃	岩国三丁目 3434-2	岩国二丁目 3448-1	約 43
	市道岩国 17 号線	〃	岩国三丁目 16	岩国二丁目 34	約 57
	市道岩国 18 号線	〃	岩国三丁目 3400	岩国二丁目 3220	約 265
	市道岩国 19 号線	〃	岩国二丁目 3356	岩国二丁目 3350-3	約 72
	市道岩国 20 号線	〃	岩国三丁目 3221-4	岩国二丁目 3234	約 126
	市道岩国 21 号線	〃	岩国二丁目 3165-5	岩国二丁目 3184-1	約 22
	市道岩国 22 号線	〃	岩国二丁目 3544	岩国一丁目 3506-1	約 381
	市道岩国 23 号線	〃	岩国二丁目 3537-6	岩国二丁目 3535	約 30
	市道岩国 24 号線	〃	岩国二丁目 3458-1	岩国二丁目 3204-1	約 411
	市道岩国 25 号線	〃	岩国二丁目 3526	岩国四丁目 3529-1	約 79
	市道岩国 26 号線	〃	岩国二丁目 3524-1	岩国一丁目 557-13	約 411
	市道岩国 27 号線	〃	岩国一丁目 3507	岩国一丁目 3514-4	約 168
	市道岩国 28 号線	〃	岩国一丁目 3481	岩国一丁目 308-3	約 164
	市道岩国 29 号線	〃	岩国一丁目 3501	岩国一丁目 3489-2	約 61
	市道岩国 30 号線	〃	岩国一丁目 313	岩国一丁目 270-2	約 55
	市道岩国 31 号線	〃	岩国一丁目 531	岩国一丁目 269	約 25
	市道岩国 32 号線	〃	岩国一丁目 542-1	岩国一丁目 542-28	約 32
	市道岩国 33 号線	〃	岩国二丁目 3235-23	岩国二丁目 3242	約 70
	市道岩国 34 号線	〃	岩国四丁目 1783-2	岩国四丁目 1783-1	約 29
	市道岩国 38 号線	〃	岩国一丁目 542-15	岩国一丁目 542-29	約 132
	市道岩国 39 号線	〃	岩国一丁目 542-22	岩国一丁目 542-24	約 16
	市道岩国 40 号線	〃	岩国二丁目 3235-1	岩国二丁目 3235-41	約 131
	市道錦見 1 号線	〃	岩国三丁目 3327-2	岩国一丁目 270-1	約 431
	市道錦見 43 号線	〃	岩国三丁目 16-1	岩国一丁目 3490-2	約 511
	市道錦見 61 号線	〃	岩国三丁目 3434-2	岩国一丁目 3491-5	約 695
市道錦見 78 号線	〃	岩国二丁目 3170-1	岩国二丁目 587-2	約 241	
市道錦見 100 号線	〃	岩国二丁目 3117-11	岩国一丁目 209	約 685	



景観重要河川
(錦川下流域)



景観重要道路の位置

3. 景観重要河川

(1) 錦川（下流）・門前川

錦川は、幹線流路延長、流域ともに山口県下最大の二級河川で、その広い流域の中、蛇行を繰り返しながら、瀬戸内海へ注ぎます。その下流域の最後に大きく蛇行した地形を生かし、岩国城下町が築かれたことから、錦川下流域における岩国市の都市の文化的景観が形成されてきました。

錦川は岩国の市街地における重要な要素であり、都市景観の骨格をなすものです。そこで、「錦川水系河川整備計画」との連携・整合を図りながら、錦川下流域において、以下の整備方針に基づき、文化的景観の継承及び良好な景観の形成を図ります。また、錦川下流域の文化的景観における都市の象徴的な景観地である岩国城下町周辺については、特に重要な区間として、名勝及び文化的景観の価値の保全を図るため、県における錦川水系の河川整備と連携した取組を図ります。

【整備方針】

- 名勝及び文化的景観の価値の保全に向けた調査及び整備を図る。
- 自然環境との調和に配慮し、美しい河川景観の形成を図る。
- 歴史的な石垣や井堰、雁木等の構造物や竹林や河原等、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用を図る。
- 河川の生息環境に配慮し、アユやシロウオ等の地域らしさを継承する漁労環境の保全に努める。
- 専門家による技術的支援を求めながら、河川環境及び河川景観の保全形成を図る。

【占用許可基準（河川法第24条、同第26条第1項）】

占用許可を行う場合には、以下の事項に基づき、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

1) 工作物の形態意匠

□川がつくりだす自然環境や周囲の歴史的・文化的景観との調和に配慮し、目立たないよう、落ち着いたきのある形態意匠とすること。

2) 工作物の素材・色彩

□周囲の自然環境と調和するよう、周囲から目立たない落ち着いたきのある色彩とすること。
□特に重要な区間では、錦帯橋や錦川の河原や水上（遊覧船等）から眺められる風景との調和を図ること。



4. 景観重要道路

(1) 城下町の回遊を支える道路及び重点地区内の街区を構成する道路

重点地区である横山・岩国両地区は、岩国市の都市の始まりである岩国城下町の都市構造を継承した文化的景観を象徴する景観地です。城下町の町割を継承した街区を構成する道路は、岩国城下町の歴史・文化を継承する重要な要素であり、通り景観と調和した景観形成を図ります。

また、江戸時代からつづく錦帯橋への物見が育む往来を支える、兩岸にわたる岩国城下町を回遊する道路や橋の景観形成により、快適に回遊できる通り景観の形成を図ります。

【整備方針】

- 地域の歴史文化をふまえ、通りとしての連続性とまとまりを感じさせる景観形成を図る。
- 石垣やふち石等の歴史的資源の保全に努め、通りごとの景観と調和した景観形成を図る。
- 錦川にかかる橋梁は、河川景観との調和及び錦帯橋や錦川からの眺めに配慮し、城下町らしさを育む景観形成を図る。
- 専門家による技術的支援を求めながら、良好な道路景観の形成を図る。

【占用許可基準（道路法第32条第1項、第3項）】

占用許可を行う場合には、以下の事項に基づき、あらかじめ市長による確認を受けるものとする。

1) 工作物等の配置

通りごとの景観や良好な眺望景観を阻害しないことを基本に、整然とした配置となるよう配慮すること。

2) 工作物等の形態意匠

- 地域の歴史文化をふまえ、通りごとの景観特性と調和した形態意匠とすること。
- 特に河川沿い等では、錦帯橋や錦川から眺められる風景と調和するよう整然とした形態意匠とすること。

3) 工作物等の素材・色彩

地域の歴史文化をふまえ、茶系色（10YR2/1）を基本とし、周囲から目立たず地域らしさを育む素材や色彩とすること。